

社団法人日本歯科技工士会
会 長 中西 茂昭 殿

関技連発202号
平成21年5月2日

関東地区歯科技工士会連合会
会長 西 澤 隆 廣

要 望 書

拝啓 新緑の候、貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、諸般の情勢から関東地区歯科技工士会連合会においては、下記の通り、臨時理事会を開催いたしました。

定められた議題につき、4時間にわたり議論を交わしました。

その中で、1時間余「歯科技工海外委託問題訴訟」の弁護士川上詩朗氏と原告団代表の脇本征男氏お二人から、4月15日の第三回弁論のご説明を受けました。

その中で、お二人より、裁判所に提出した和解案として「厚生労働省に対して、歯科技工の海外委託問題を解決するために、医療関係者、有識者、消費者団体等の関係者からなる検討機関を設けるよう提案する」との話がありました。日技執行部としてもこの委員会のような協議する場を設置すると云う件に関して対応しているかと思いますが、原告団との考え方がまったく違うものなのかどうかを明確にして頂きたく、出来る事なら原告団代表の脇本氏、川上弁護士のお二人と、執行部の意見交換の場を設けて頂ければ日技も決してこの問題に関して無関心ではない事が会員に伝わるかと思われます。

関技連と致しましては、国民に対し安全な歯科補綴物の提供を実現するために、海外委託に関しましては委員会のような協議する場を設置する事が急務と考えております。現行法で海外委託をすべて否定するのは無理だと云う事は会員も理解していると思われます。しかし、グローバル化と云う観点からもそれに関わる規律は必要不可欠であり、規律のないグローバル化はあまりにも多くのリスク抱える事になり、やがては我々業界の崩壊にも繋がりがねないからです。

組織論上、今回の裁判に日技が関わることは無理だと云う事は会員も理解していると思ひます。日技執行部として十分な対応をされている事と思ひますが、社団法人日本歯科技工士会として国民の安全・安心確保のためにより迅速な対応をお願いし、関東地区歯科技工士会連合会からの要望書として提出させて頂きます。

つきましては、ご多用中とは存じますが、なにぶん宜しくご高配賜りますようお願い申し上げます、

敬 具